

2025年7月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町5番1号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 本村 彩
(コード番号: 8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 平野 正則
問合せ先 企画財務部長 川崎 菜穂美
TEL. 03-3669-8771

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、下記の通り、規約一部変更及び役員選任に関して、2025年8月29日に開催予定の本投資法人の第20回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決定しましたので、お知らせ致します。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は以下の通りです。

- (1) 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）附則第29条に定める改正規定が2022年4月1日に施行され、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の法律名が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に改正されたこと等に伴い、関連する規定を変更するものです。（変更案第26条第4項第14号）
- (2) 利益相反行為の防止をさらに強化する観点から、利害関係者の範囲を資産運用会社のすべての株主及び資産運用会社の役員等を含むよう拡充するものです。（変更案第38条）

（規約一部変更の詳細については、【別紙】「第20回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

執行役員本村彩並びに監督役員片山典之及び大和田寛行から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名及び監督役員2名を選任する旨の議案を提出するものです。

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年8月29日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第2項の定めに基づき、執行役員の任期が満了する時までとします。

(1) 執行役員候補者

本村 彩（重任）

(2) 監督役員候補者

片山 典之（重任）

大和田 寛行（重任）

(3) 補欠執行役員候補者

平野 正則（重任）（注）

(注) 補欠執行役員候補者の平野正則は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長執行役員です。

(役員選任の詳細については、【別紙】「第20回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 日程

2025年7月16日 第20回投資主総会提出議案の役員会承認

2025年8月13日 第20回投資主総会招集通知の発送（予定）

2025年8月29日 第20回投資主総会（予定）

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.heiwa-re.co.jp/>

【別紙】「第20回投資主総会招集ご通知」

(証券コード 8966)

(発信日) 2025年8月13日

(電子提供措置の開始日) 2025年8月7日

投資主各位

東京都中央区日本橋兜町5番1号

平和不動産リート投資法人

執行役員 本村 彩

第20回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第20回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご来場頂けない場合は、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年8月28日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意下さいませようお願い申し上げます。

<本投資法人の現行規約抜粋>

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて、この投資法人がこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヵ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨をこの投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、この投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、

(ii) 以下の各事項に関する議案について、この投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくはこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しないものとします。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第20回投資主総会ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスして、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.heiwa-re.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類」にある「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しております。以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8966/25226278/>

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月29日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
決議事項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権をご行使頂く場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱い致します。
- ◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、上記本投資法人ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株式会社プロネクサスウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載致します。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2025年5月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.heiwa-re.co.jp/ja/ir/disclosure.html>) にてご覧頂くことができます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）附則第29条に定める改正規定が2022年4月1日に施行され、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の法律名が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に改正されたこと等に伴い、関連する規定を変更するものです。（変更案第26条第4項第14号）
- (2) 利益相反行為の防止をさらに強化する観点から、利害関係者の範囲を資産運用会社のすべての株主及び資産運用会社の役員等を含むよう拡充するものです。（変更案第38条）

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第5章 資産運用の対象及び方針 第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～3. （記載省略） 4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。 (1)～(13) （記載省略）	第5章 資産運用の対象及び方針 第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～3. （現行通り） 4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。 (1)～(13) （現行通り）

現 行 規 約	変 更 案																				
<p>(14) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号、その後の改正を含みます。)第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備(但し、不動産に該当するものを除きます。)</p> <p>(15)～(17) (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬3、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬</th> <th>計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用報酬1</td> <td>(記載省略)</td> </tr> <tr> <td>運用報酬2</td> <td>(記載省略)</td> </tr> <tr> <td>運用報酬3</td> <td>(記載省略)</td> </tr> <tr> <td>取得報酬</td> <td>運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。</td> </tr> </tbody> </table>	報酬	計算方法と支払時期	運用報酬1	(記載省略)	運用報酬2	(記載省略)	運用報酬3	(記載省略)	取得報酬	運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。	<p>(14) 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号、その後の改正を含みます。)第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備(但し、不動産に該当するものを除きます。)</p> <p>(15)～(17) (現行通り)</p> <p>5. (現行通り)</p> <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2、運用報酬3、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報酬</th> <th>計算方法と支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用報酬1</td> <td>(現行通り)</td> </tr> <tr> <td>運用報酬2</td> <td>(現行通り)</td> </tr> <tr> <td>運用報酬3</td> <td>(現行通り)</td> </tr> <tr> <td>取得報酬</td> <td>運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。</td> </tr> </tbody> </table>	報酬	計算方法と支払時期	運用報酬1	(現行通り)	運用報酬2	(現行通り)	運用報酬3	(現行通り)	取得報酬	運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。
報酬	計算方法と支払時期																				
運用報酬1	(記載省略)																				
運用報酬2	(記載省略)																				
運用報酬3	(記載省略)																				
取得報酬	運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。																				
報酬	計算方法と支払時期																				
運用報酬1	(現行通り)																				
運用報酬2	(現行通り)																				
運用報酬3	(現行通り)																				
取得報酬	運用資産を新たに取得した場合(但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。)は、運用資産の取得価額(*3)に1.00%を乗じた金額を上限とします。																				

現 行 規 約		変 更 案	
	<p>なお、利害関係者（投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。以下同じ。）から運用資産を取得した場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</p> <p>*3 取得価額は、売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に付随する費用は含みません。</p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>		<p>なお、利害関係者（投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の株主及び役員、資産運用会社の株主及び役員がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。以下同じ。）から運用資産を取得した場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</p> <p>*3 取得価額は、売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に付随する費用は含みません。</p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>
譲渡報酬	(記載省略)	譲渡報酬	(現行通り)
合併報酬	(記載省略)	合併報酬	(現行通り)
<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>		<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>	

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員本村彩は、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任いたしますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2025年8月29日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案は、2025年7月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
もと 村 彩 本 村 彩 (1978年11月22日生)	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所	0
	2008年5月 Columbia Law School卒業	
	2008年9月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP出向	
	2009年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録	
	2009年7月 金融庁総務企画局（現企画市場局）市 場課出向	
	2013年10月 稲葉総合法律事務所パートナー（現 任）	
	2014年3月 イオン・リートマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現 任）	
	2019年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会 社社外取締役	
2019年8月 平和不動産リート投資法人執行役員 （現任）		
2022年6月 株式会社国際協力銀行社外監査役（現 任）		

(注1) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年8月29日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年7月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
ひらのまさのり 平野 正則 (1967年7月18日生)	1991年4月 平和不動産株式会社入社 2010年6月 同社賃貸事業本部ビル開発グループリーダー 2011年6月 同社賃貸事業本部ビルリーシンググループリーダー 2012年6月 同社総務企画本部企画財務グループ部長 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役投資運用本部長兼不動産投資部長 2015年6月 同社取締役業務企画本部長兼業務管理部長 2018年6月 同社常務取締役業務企画本部長 2020年6月 同社代表取締役社長（現代表取締役社長執行役員）（現任）	87

(注1) 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長執行役員であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度を利用することにより、2025年5月31日付で87口（1口未満切り捨て）所有しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員片山典之及び大和田寛行の両名は、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任いたしますので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2025年8月29日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
1	かた やま のり ゆき 片山 典之 (1964年10月28日生)	1990年4月 弁護士登録 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 1996年8月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1996年10月 東京シティ法律事務事務所（現シティニューワ法律事務所）入所 2000年1月 同事務所パートナー 2000年9月 三井不動産株式会社証券化推進部非常勤リーガルカウンセラー 2003年2月 シティニューワ法律事務所パートナー（現任） 2004年10月 ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社監査役（非常勤）（現任） 2006年4月 明治大学ビジネススクールグローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任） 2013年6月 SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督役員 2014年6月 日産化学株式会社監査役（非常勤）（現任） 2017年8月 平和不動産リート投資法人監督役員（現任） 2019年3月 株式会社リブセンス社外監査役（現任） 2021年6月 アイダエンジニアリング株式会社社外監査役 2022年5月 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス監査等委員である社外取締役（現任）	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	おおわだ ひろゆき 大和田 寛行 (1976年4月10日生)	1999年4月	アメリカンファミリー生命保険会社入社	0
		2002年10月	中央青山監査法人入所	
		2006年4月	公認会計士登録	
		2006年6月	あらた監査法人(現PwCあらた監査法人)入所	
		2007年7月	野村證券株式会社入社	
		2009年4月	大和田公認会計士事務所代表(現任)	
		2010年8月	税理士登録	
		2014年11月	株式会社Stand by C取締役(現任)	
		2015年1月	チャンネルウェストコンサルティング合同会社代表社員(現任)	
		2019年6月	株式会社アルマード取締役(現任)	
		2023年8月	平和不動産リート投資法人監督役員(現任)	
		2024年12月	株式会社ビジコンネクスト社外取締役(現任)	
		2025年5月	グリーンエックス株式会社代表取締役(現任)	

- (注1) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記監督役員候補者は、いずれも現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記監督役員候補者は、いずれも現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

参考事項

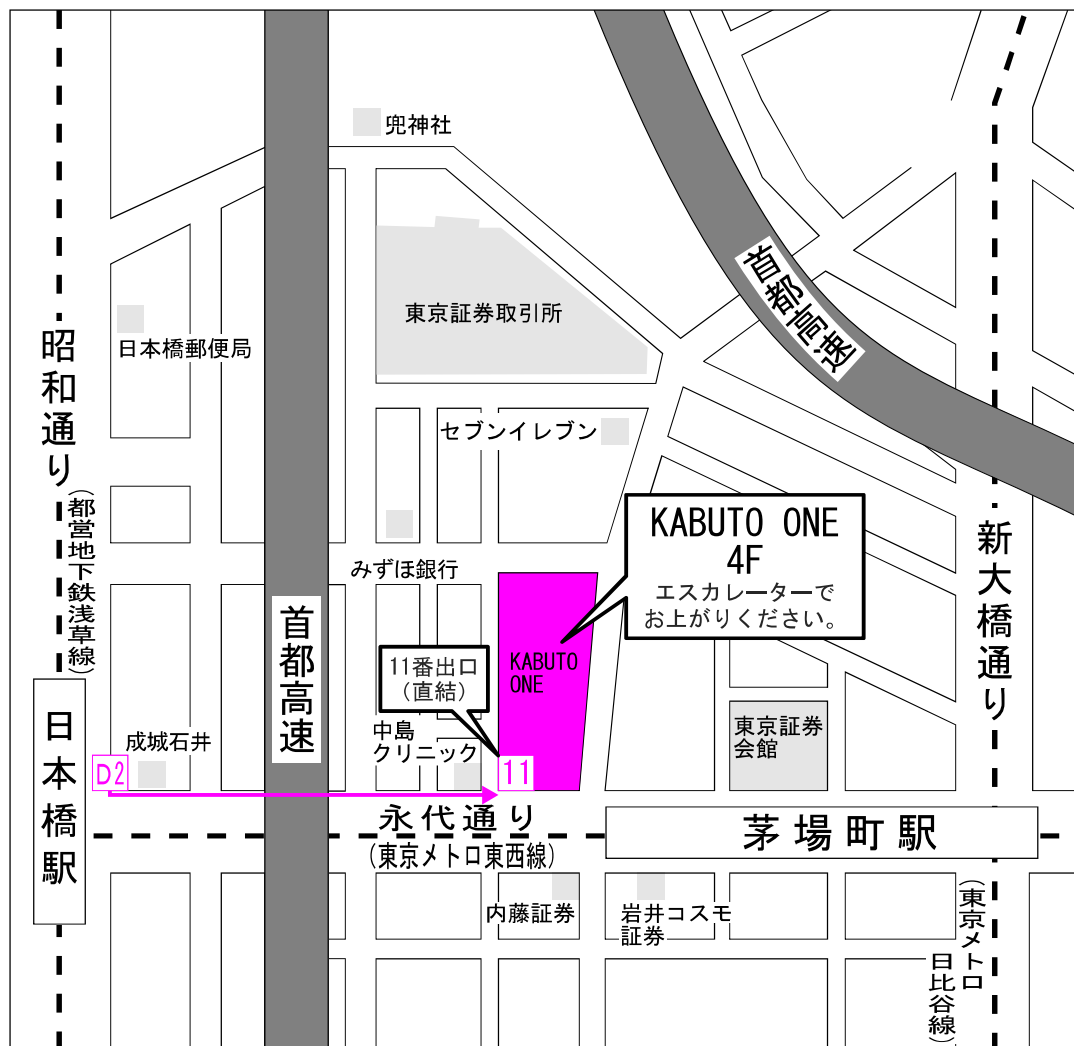
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、現行規約第14条第3項に定める重要な議案については、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については、「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、現行規約第14条第3項が適用される第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2025年7月16日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされていません。今後、2025年7月16日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致します。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階
電話 03-6231-0567



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	直結
東京メトロ日比谷線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩2分
都営地下鉄浅草線			

お願い

- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。